

平 29 . 6 . 19
総 1 0 - 4

政府税制調査会 海外調査報告 (韓国)

2017年6月19日

田近栄治、上西左大信

韓国

- Home Tax(国税庁の税務手続支援システム)を通じた年末調整手続等に係る納税者利便の向上策が講じられており、また、電子申告の利用率も高水準。
- 納税者利便の向上策が可能な背景として、年末調整のための控除対象データのほか、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック等の情報が法令に基づき国税庁に集まる仕組みの存在がある。(ほぼ電子的に提出)
- また、住民登録番号が1968年に事業者登録番号が1977年にそれぞれ導入され、社会インフラとして定着していたことも大きな要因。

(1) ICTの活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

➤ 年末調整手続の簡素化

給与所得者の資料収集コスト等を削減するため、必要な控除対象データを控除関係機関からHome Taxに集約した上で提供。

➤ 所得情報の納税者への提供

支払調書に基づく所得情報(給与や報酬等)はHome Tax上で納税者が閲覧・利用可能。

登記所から入手した取引価格を含む不動産登記情報を基に、申告手続等を納税者へ案内。

➤ 個人零細事業者への記入済申告書の提供

クレジットカード利用情報等を基に売上金額を集計し、経費率を乗じるなどして作成した申告書を160万人(概算課税制度適用者)に提供。

➤ 電子申告の利用状況 (2015年)

所得税91%、法人税99%、付加価値税90%

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

➤ 支払調書及び年末調整関係

給与の源泉徴収票、利子・配当も金額基準なく全て提出。保険会社等が年末調整のための控除対象データを登録。

➤ インボイス、計算書、合計表

電子で発行したインボイスは国税庁へ提出。非課税取引の場合は「計算書」を提出。

紙で発行・受領したインボイス・計算書に係る情報は、相手先別の「合計表」として申告書に添付。

➤ クレジットカード利用情報、現金領収証

現金取引も国税庁(専用端末でオンライン)へ提出。

➤ 「課税資料提出法」等に基づく情報提供

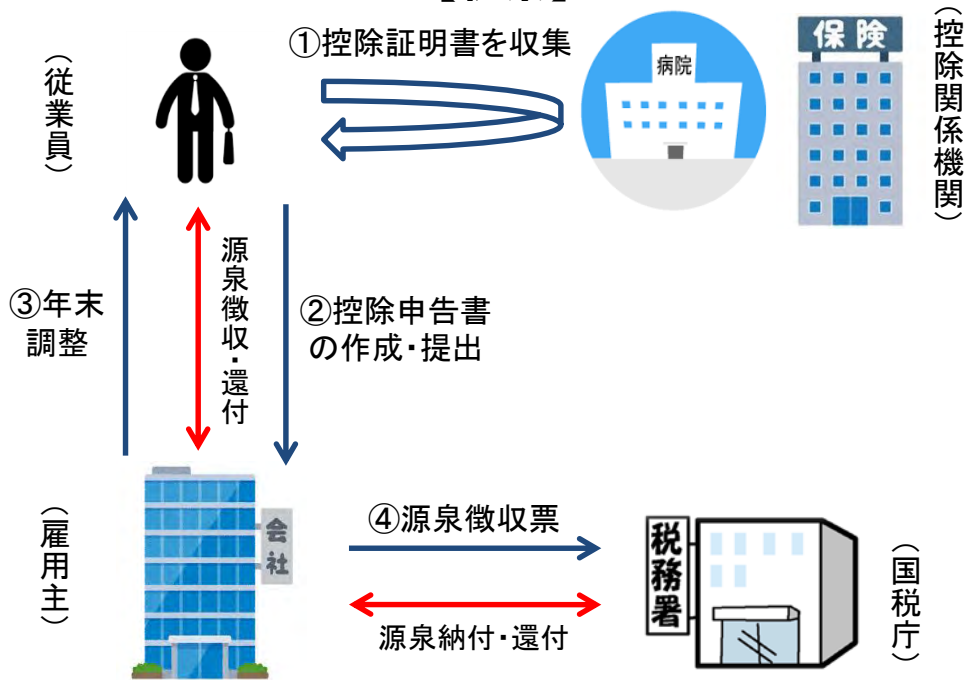
官公庁より不動産登記、輸出入、補助金の情報等
地方自治体より不動産や自動車の保有情報等

➤ 資料情報の不提出に対する加算税等

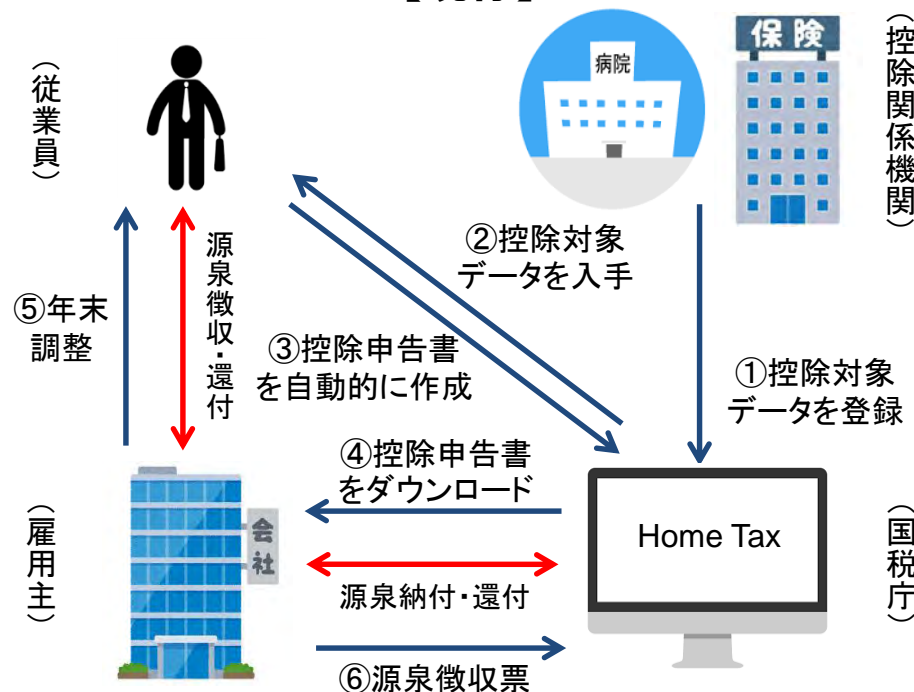
韓国における納税者利便の向上等に向けた取組（Home Taxを通じた年末調整）

- 所得税の控除の種類が多く、全て年末調整の対象のため、かつては従業員が休暇をとって証明書を収集するなど、社会的コストが深刻であった。
- 2006年より、控除関係機関が国税庁に控除対象データを登録、Home Tax(国税庁の税務手続支援システム)に集約する仕組みが導入され、コストを節減。さらに2016年より、Home Taxを通じて控除申告書を雇用主に提出することも可能に。
- 雇用主は、給与額・控除申告書等に基づき税額計算を行い、年末調整を実施(限度額計算など)。

【従来】



【現行】



(注1) 雇用主がHome Taxから控除申告書をダウンロードする方式のほか、従業員が控除申告書を紙で印刷して雇用主に提出する方式、従業員がHome Taxからダウンロードした控除申告書(PDF形式)を雇用主の給与計算システムにアップロードする方式などが存在する。

(注2) 控除関係機関は、控除対象データを電子的に提出する義務がある(一部は任意)。

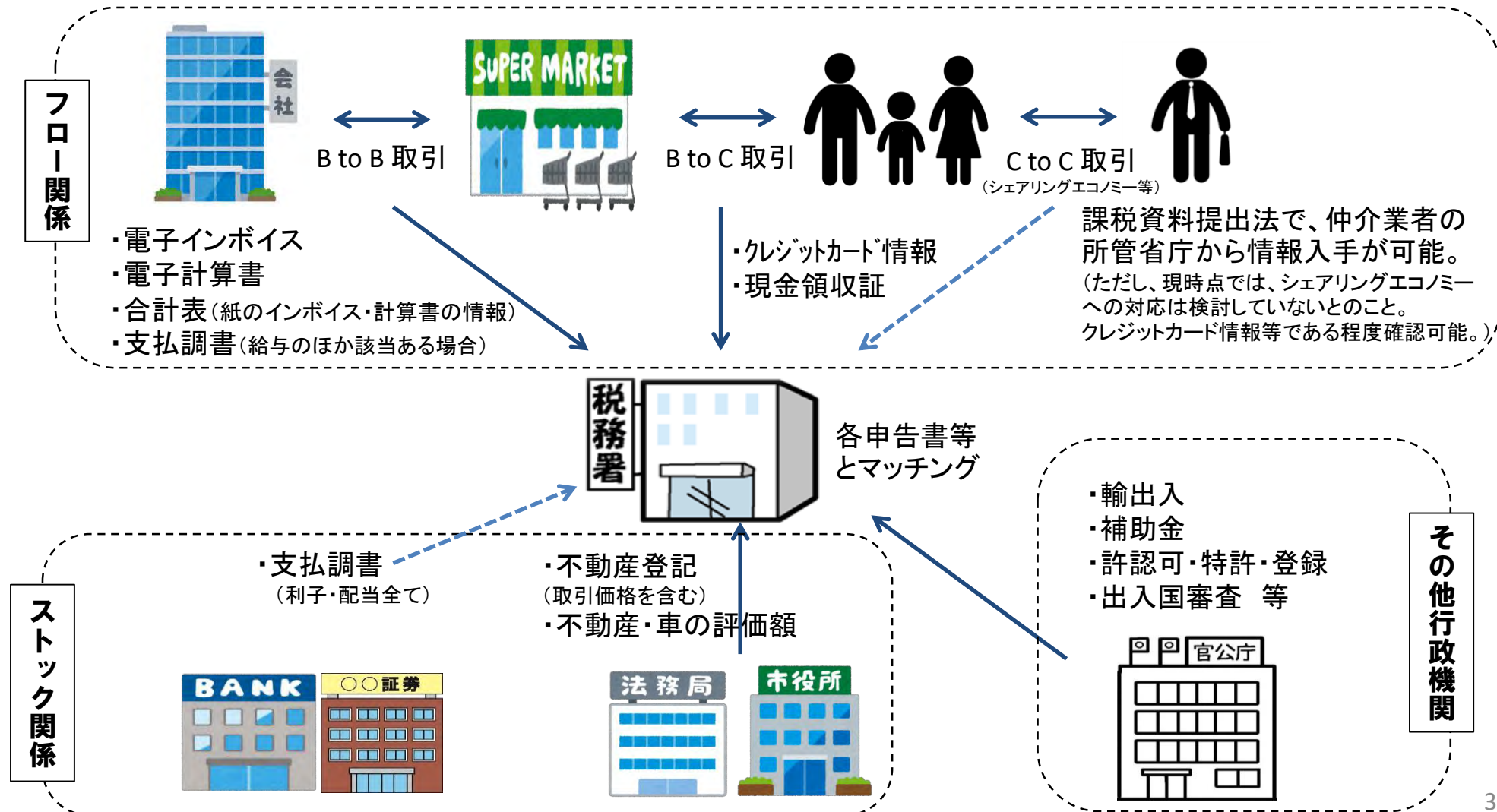
(注3) 例えば、妻の医療費については、Home Tax上は妻のアカウントに登録されるため、システム上で夫が振替処理を行い夫の医療費控除に含めることが可能。

(注4) 韓国における源泉徴収票の発行時期について、2か所以上から給与を受ける者が、従たる給与の支払者に源泉徴収票の発給を要請した場合は、これを遅滞なく発行しなければならない。また、従たる給与の源泉徴収票を主たる雇用主へ提出すれば、合算して年末調整が実施される制度となっている。

(注5) 韓国の給与所得者の地方所得税は、雇用主が源泉徴収時に国所得税に対する1割の付加税を天引きし、雇用主の事業所所在地の自治体へ納付する仕組み(税率等は全国共通)。2020年以降、課税自主権の拡充等の観点から、自治体ごとに課税標準・税率を決定できることとなる予定。

韓国における制度の信頼性向上に向けた取組①（情報提供の仕組み）

- 年末調整のための控除対象データのほか、インボイス、クレジットカード利用情報、ストック情報、支払調書等が国税庁に集まる仕組み。その際、支払調書(給与・利子・配当等)は金額基準がない。
- また、行政機関等の保有情報を税務行政に活用するため、2000年から課税資料提出法を施行。
- 番号付きで提出される資料情報(ほぼ電子)は国税庁でマッチングし、当事者間の取引事実のクロスチェックを含め申告等の適正性確認に役立てるとともに、税務調査先の選定に当たって参考としている。



韓国における制度の信頼性向上に向けた取組②（情報提供の仕組み）

- ◆ ①支払調書のほか、②インボイス・計算書、③合計表、④クレジットカード利用情報・現金領収証情報、⑤「課税資料提出法」等に基づく関係機関の情報、が法令に基づき国税庁へ集まる仕組み。

■ 支払調書

- 種類は日本とおおむね同様。ただし、給与の源泉徴収票は金額基準がない（国税庁へ全て提出。国税庁は地方税当局へ回報）。
- 一定額以下の場合は源泉分離課税である利子・配当の支払調書も全て提出。
- 国税庁への提出が遅滞した場合には加算税が課される（支払額の1%等）。

■ インボイス・計算書（B to B取引）

- 課税事業者の課税取引はインボイス。非課税取引は計算書。
- 法人は全て電子提出が義務化されている（個人は前年の課税売上3億ウォン（2,700万円）以上の事業者等）【発行翌日に提出】。
- 国税庁への提出が遅滞した場合には加算税が課される（発行額の0.5%等）。

■ 合計表

- 紙で発行・受領したインボイス・計算書について、相手先別の合計表を作成し申告書に添付【付加価値税：年4回申告】。
- 合計表に記載のない分は、付加価値税の仕入税額控除ができない。

■ クレジットカード利用情報・現金領収証情報



- クレジットカード利用情報はカード会社が与信専門金融業協会を通じてオンラインで常時国税庁へ提出。
- 現金領収証は現金領収証取扱店における専用端末を通じてオンラインで常時国税庁へ提出。
- 取扱店がクレジットカードの利用若しくは現金領収証の発行を拒否した場合には加算税が課される（取引額の5%）。

■ 「課税資料提出法」等に基づく関係機関の情報

- 官公庁：不動産登記、補助金、許認可、特許・登録、輸出入、出入国審査 等
- 地方自治体：不動産や自動車の保有状況 等

(その他) 韓国における所得控除の税額控除化について

- 所得再分配機能の向上等を目的として、一部の所得控除の税額控除化を実施(2013年改正)。
 - ・ 政策的な控除(医療費・生命保険料等に係る控除)等について税額控除化
 - ・ 基礎的な人的控除(基本控除)等は所得控除を維持
- 上記改正が適用された2014年所得の年末調整時に、一部の勤労者の税負担が増加する等の混乱が生じたため、税額控除額を増加させる等の補完対策を実施。
- 結果として、勤労者の約半分が所得税を納めない状況になった(非納税者32%(2013年)→48%(2014年))ことから、見直すべきとの声もある(韓国企画财政部も強い問題意識)。

改正前		改正後
<p>多児童追加控除 子2人の場合:100万ウォン 子3人以上の場合:100万ウォン +3人目以降1人につき200万ウォン</p> <p>養育費追加控除 6歳以下の子1人につき100万ウォン</p> <p>出産・養子縁組追加控除 出産・養子縁組1人につき200万ウォン</p>	 税額控除化	<p>児童税額控除 子2人以下の場合:1人につき15万ウォン 子3人以上の場合:30万ウォン +3人目以降1人につき30万ウォン(注)</p> <p>6歳以下の子2人以上の場合:2人目以降1人につき15万ウォン(注) 出産・養子縁組があった場合:1人につき30万ウォン(注)</p>
<p>特別控除 <医療費> 給与の3%超過額(上限700万ウォン)</p> <p><教育費> 本人:上限なし 子女等:大学生は上限900万ウォン、高校生以下は上限300万ウォン</p> <p><生命保険料> 保険料全額(上限100万ウォン)</p>	 税額控除化	<p>特別税額控除 <医療費> 給与の3%超過額の15%(控除対象額の上限700万ウォン)</p> <p><教育費> 教育費の15% (本人:控除対象額の上限なし、子女等:大学生は上限900万ウォン、高校生以下は上限300万ウォン)</p> <p><生命保険料> 保険料の12%(控除対象額の上限100万ウォン)</p>

(注)補完対策により新設・拡充されたもの。

(備考)控除項目は主なものを載せている。その他、勤労所得控除の縮小・勤労所得税税額控除の拡大等も併せて実施された。基本控除や年金保険料控除については、所得控除のまま、改正されていない。

參考資料

韓国の税制の概要

○所得税

- 個人単位の課税制度の下、給与・年金・事業等に係る所得については6%・15%・24%・35%・38%・40%の累進税率で課税。
- 利子所得・配当所得は、合計額が2,000万ウォン(180万円)以下の場合、14%の比例税率で源泉分離課税。上場株式のキャピタルゲインは原則非課税。
- 給与所得に係る所得税については、源泉徴収後、年末調整により税額を調整。
- 1人当たり150万ウォン(14万円)の基本控除(所得控除)が存在し、納税者本人・配偶者・扶養親族に適用可。
- 生命保険料・医療費・寄附金控除(いずれも税額控除)が認められている。
- 国税に加えて、所得税の10分の1の税率の地方所得税が課される。

○法人税

- 最高税率は22%。
- 国税に加えて、最高税率2.2%の地方法人税が課される。

○付加価値税

- 標準税率は10%。
- 未加工食料品・書籍・新聞等は非課税。

○その他

- 相続税は遺産課税方式で、相続税・贈与税ともに最高税率は50%。

(備考) 邦貨換算レートは、100ウォン=9円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

韓国の所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

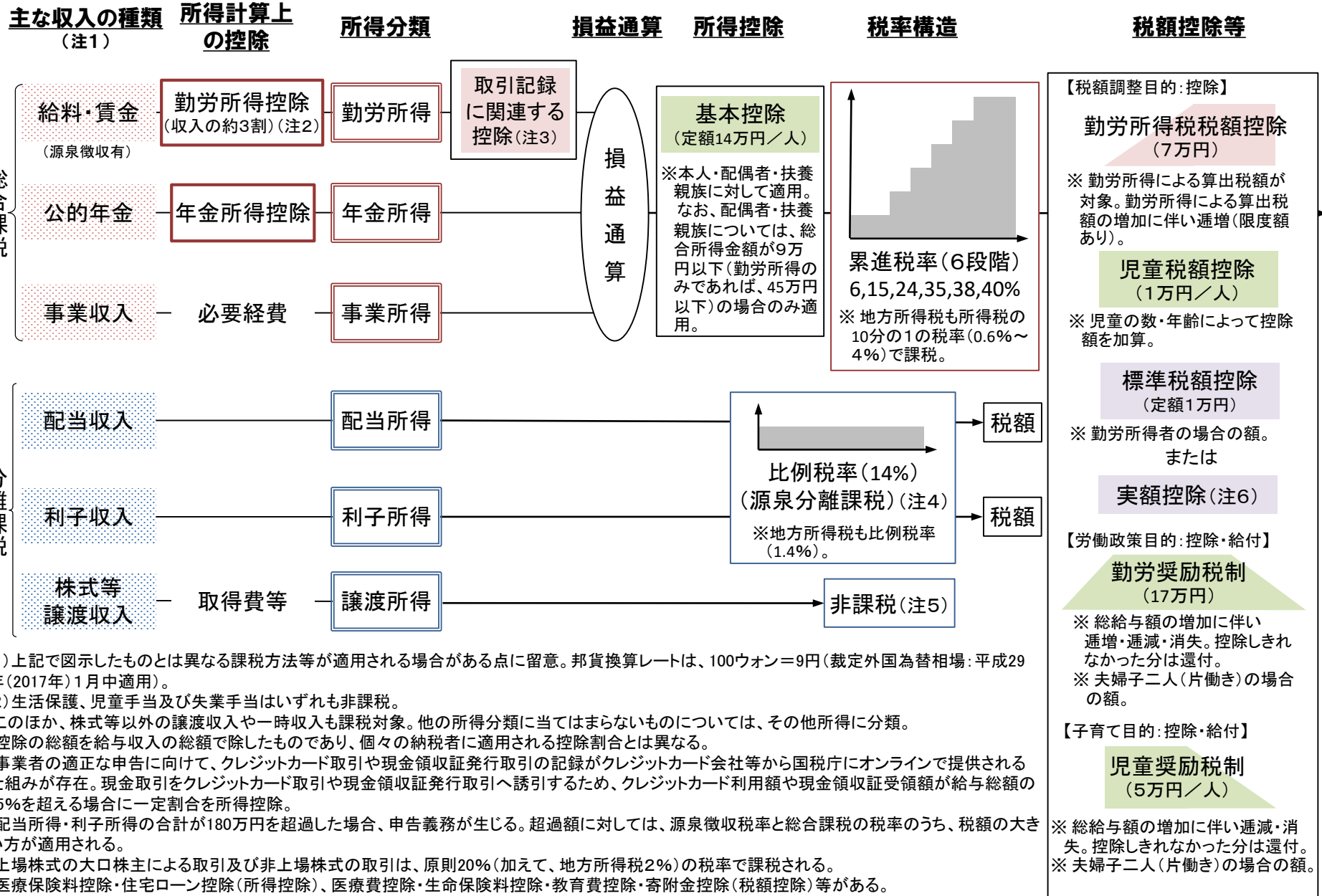
個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因等による担税力の減殺は、所得控除及び税額控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 人的な要因等による担税力の減殺は、所得控除及び税額控除によって調整。



韓国における年末調整について

- ◆ 韓国も日本同様に暦年課税であるところ、各種控除の対象となる支出が12月末まで行われ得ることから、「年末調整」ではなく事実上「年始調整」となっている。

【日本】				【韓国】		
従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁 (or市町村)	月	従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁
	← 金融機関等が控除証明書を郵送 (～11月下旬)		11			
	→ 控除申告書・証明書(～12月上旬頃) ← 年末調整(12月の給与・賞与)		12			
	← 源泉徴収票(～1月末)		1	→ 控除関係機関が控除対象データを国税庁へ提出 (～1月7日) ← Home Tax上で控除対象データを入手(1月15日～) → 控除申告書・証明書(～1月末)		
			2	← 年末調整(2月の給与)		
	→ 必要に応じ確定申告 (～3月15日)		3	← 源泉徴収票 (対従業員:～2月末、対国税庁:～3月10日)		
			4			
	← 個人住民税賦課決定通知(～5月末)		5	→ 必要に応じ確定申告(～5月末)		

(注1) 韓国の給与所得者の地方所得税は、雇用主が源泉徴収時に国所得税に対する1割の付加税を天引きし、雇用主の事業所所在地の自治体へ納付する仕組み(税率等は全国共通)。2020年以降、課税自主権の拡充等の観点から、自治体ごとに課税標準・税率を決定できることとなる予定。

(注2) 韓国における源泉徴収票の発行時期について、2か所以上から給与を受ける者が、従たる給与の支払者に源泉徴収票の発給を要請した場合は、これを遅滞なく発行しなければならない。また、従たる給与の源泉徴収票を主たる雇用主へ提出すれば、合算して年末調整が実施される制度となっている。

(注3) 韓国のスケジュールは主な取扱いについて示したものの、一部例外は存在する。

年末調整に係る規模の比較

【日本】

【韓国】

調整方法	規模	人数	区分	人数	規模	調整方法
\	182.2兆円	4,300万人	給与所得者 (年末調整実施者)	1,700万人	51.0兆円	/
年末調整	所4.0兆円	1,100万人	配偶者控除	300万人	所0.4兆円	年末調整
年末調整	所2.0兆円 所0.1兆円	生保3,100万人 地震700万人	保険料控除	800万人	税0.1兆円	
年末調整	税0.5兆円	300万人	住宅ローン控除	100万人	所0.2兆円	
確定申告	所1.3兆円	600万人	医療費控除	300万人	税0.1兆円	
確定申告	税0.1兆円 所0.0兆円	200万人	寄附金控除	400万人	税0.1兆円	
\			取引記録に 関連する控除(注1)	900万人	所1.9兆円	
\			教育費控除	300万人	税0.1兆円	↓

(注1) 事業者の適正な申告に向けて、クレジットカード取引や現金領収証発行取引の記録がクレジットカード会社等から国税庁にオンラインで提供される仕組みが存在。現金取引をクレジットカード取引や現金領収証発行取引へ誘引するため、クレジットカード利用額や現金領収証受領額が給与総額の25%を超える場合に一定割合を所得控除。

(注2) 日本の人数及び規模は、国税庁「27年分 民間給与実態統計調査(1年を通じて勤務した給与所得者)」、国税庁「平成27年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」、総務省「28年度 市町村税課税状況等の調」に基づく。配偶者控除は特別控除を含む。住宅ローン控除は2年目以降の年末調整適用者である。医療費控除と寄附金控除は個人事業者等で適用した者を含む。

(注3) 韓国的人数及び規模は、韓国国税庁「2016年国税統計年報」に基づく。なお、邦貨換算レートは、100ウォン=9円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(注4) 控除項目は主なものを載せている。規模に記載している「所」は所得控除、「税」は税額控除である。